

## 議事録

会議名	令和7年 第10回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和7年10月24日(金)午後1時30分から	開催形態	公開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 中村 基寛 委員：2番 金子イツ子 3番 市川 幹雄 4番 五島 修一 6番 三澤 伸喜 7番 相田 孝 <span style="float: right;">計6名</span>		
欠席委員	1番 大久保泰明 5番 福岡 喜輝		
農業委員会事務局	事務局長：吉田慎也 主査：広田智之 主査：岸大吾 主任主事：保永貴史		
傍聴人			
議事	日程 第1 農地法第3条（委員会） 日程 第2 農地法第5条（知事） 日程 第3 農地法第3条の3（相続等による権利移動） 日程 第4 農地法第4条（届出） 日程 第5 農地法第5条（届出）		
会議の概要	<p>会長：ただ今から、令和7年第10回定例総会を開会いたします。            欠席委員は、1番と5番です。            出席委員は8名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。            本日の議事録署名人に、7番と8番を指名いたします。</p> <p>会長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第1、農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号89号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号89号を朗読)</p> <p>(説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山地区の農用地区域内農地1筆です。譲受人は、トラクター、コンバイン、フォークリフトなどを所有しており、洋ランや米などを作付しています。当該地ではれんげを作付する予定です。ご自宅から当該地までの通作距離は、約1km、徒歩約10分です。また、権利を有するすべての農地を効率的に耕作し、農作業に従事する日数が年間150日以上であるため、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>会長：続いて、地区担当農業委員である2番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>2番：10月21日職員と現地確認しました。当該地は管理されている状況で、農家から農家への所有権移転のため問題ないと思います。</p> <p>会長：これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号89号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>事務局長：総員挙手</p>		

	<p>会長：では総員挙手ですので、議案番号89号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。次に日程第2、農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号90号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号90号を朗読)</p> <p>(説明) 当案件は、位置図にありますとおり岡田地区にある市街化調整区域内農地2筆で、転用事業の内容は、貸駐車場です。譲受人が岡田地域で管理している駐車場を所有者が売却予定ということから、その代替地として農地転用許可申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第3種農地です。許可の基準としては、原則許可となります。</p> <p>会長：続いて、地区担当農業委員である6番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>6番：10月17日に事務局職員と現地調査を行いました。周囲の市街化が進んでいるところで、問題ないと思います。</p> <p>会長：それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号90号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>事務局長：総員挙手</p> <p>会長：では総員挙手ですので、議案番号90号は、原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に、日程第3、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告番号72号、73号の1件、日程第4、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告番号74号の1件、日程第5、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告番号75号から80号の6件を、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。</p> <p>事務局：農地法第3条の3第1項の規定による届出については、議案書のとおり2件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、議案書のとおり1件、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案書のとおり6件届出がありました。いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>会長：では、以上をもって、令和7年第10回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資料	1. 令和7年第10回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 相田 孝

議事録署名人 中村 基寛

本議事録は、令和7年11月25日、承認・署名を得て確定しました。